

学校給食費の公会計に関する

Q & A

令和5年4月現在

お問い合わせ

各務原市教育委員会

学校教育課 保健係

TEL : 058-383-1798

目次

| | |
|--|---|
| Q 1 学校給食申込書について | 3 |
| Q1-1 保護者等（納付義務者）に記載する名前は、保護者でないといけないのでしょうか。 | 3 |
| Q1-2 兄弟姉妹がいる場合は、1人ずつ提出しないといけないのでしょうか。 | 3 |
| Q1-3 兄弟姉妹がいる場合、1人ずつ提出することとなりますが、保護者等（納付義務者）は同一にしないといけないのでしょうか。 | 3 |
| Q1-4 学校給食申込書は、毎年提出する必要がありますか。 | 3 |
| Q1-5 主食のアレルギーがあり、主食の一部を食べない場合は、申込区分のどこにチェックをすればよいですか。 | 3 |
| Q1-6 アレルギー等で給食の提供は受けず、弁当を持参する場合も学校給食申込書を提出しないといけませんか。 | 3 |
| Q1-7 「児童手当・特例給付に係る学校給食費の徴収等に関する申出書」には必ず署名しないといけませんか。 | 3 |
| Q1-8 「児童手当・特例給付に係る学校給食費の徴収等に関する申出書」に署名する「児童手当受給者氏名」は、学校給食申込書の保護者等（納付義務者）の欄と同じ名前を署名するのですか。 | 4 |
| Q 2 口座登録について | 4 |
| Q2-1 口座振替依頼書は必ず提出しなければならないのですか。 | 4 |
| Q2-2 口座振替ができる金融機関はどこですか。 | 4 |
| Q2-3 兄弟姉妹がいる場合は1人ずつ口座を登録する必要がありますか。 | 4 |
| Q2-4 兄弟姉妹で同じ口座を登録してもよいですか。 | 4 |
| Q2-5 口座振替依頼書の②口座名義人は、④保護者等（納付義務者）と同一である必要はありますか。 | 4 |
| Q2-6 学校徴収金（教材費等）と同じ口座を登録してもよいですか。 | 5 |
| Q2-7 振替口座の届出印がわからないのですが。 | 5 |
| Q2-8 いつ、この口座から振替されるのですか。 | 5 |
| Q2-9 教材費等はなぜ公会計化しないのですか。 | 5 |
| Q2-10 口座振替手数料はかかりますか。 | 5 |
| Q2-11 各務原市立の学校から各務原市立の学校への転校、または、各務原市立小学校から各務原市立の中学校への進学などの場合、その都度、口座振替登録の手続きは必要ですか。 | 5 |
| Q2-12 中学校を卒業するときや各務原市立学校以外へ転校をするときに、口座振替の廃止手続きは必要ですか。 | 5 |
| Q2-13 年度の途中で振替口座の変更はできますか。 | 5 |
| Q2-14 「学校給食申込書」において、「学校給食を申し込みません」で提出した場合でも、口座振替依頼書を提出する必要がありますか。 | 5 |
| Q2-15 口座振替依頼書はどこでもらえますか。 | 5 |
| Q 3 給食費について | 5 |
| Q3-1 給食の1食単価はいくらですか。 | 5 |
| Q3-2 年間給食実施日数とは何ですか。 | 6 |
| Q3-3 納付期限（口座振替する日）と振替額はどのように知ることができますか。 | 6 |

| | | |
|------------|--|-----------|
| Q3-4 | 口座が開設できない場合は、どのように納付することになりますか。 | 6 |
| Q3-5 | 1年分を一括納付することはできますか。 | 6 |
| Q3-6 | 残高不足により引き落としされなかった場合は、どのように納付すればよいですか。 | 6 |
| Q3-7 | 納付書での支払いは手数料がかかりますか。 | 6 |
| Q3-8 | クレジットカードやスマホ決済で納付できますか。 | 6 |
| Q3-9 | 要保護、準要保護、特別支援教育就学奨励費等の対象世帯の納付方法は変わりますか。 | 6 |
| Q3-10 | 学校で納付することは可能ですか。 | 6 |
| Q 4 | 給食費の調整の対象となる欠食について | 7 |
| Q4-1 | 学校で給食を食べなかったら、調整の対象となりますか。 | 7 |
| Q4-2 | 学校給食欠食届をすぐに提出できない場合は、どうすればよいですか。 | 7 |
| Q4-3 | 学校給食欠食届を2日前（休日等除く）に提出しても給食停止に間に合うのではありませんか。 | 7 |
| Q 5 | 食物アレルギー及び乳糖不耐症等（以下、アレルギー等）による欠食について..... | 9 |
| Q5-1 | アレルギー等による欠食（給食停止）をしたい場合、いつから欠食扱いとなりますか。 | 9 |
| Q5-2 | 調整される額はいくらですか。 | 9 |
| Q5-3 | 牛乳を飲まない場合や牛乳だけを飲む場合の納付額はどのようになりますか。 | 9 |
| Q 6 | 学校給食費の調整について | 9 |
| Q6-1 | 学校給食費の調整の対象となるのはどのような場合ですか。 | 9 |
| Q6-2 | 公会計に変わった後の返金の仕方はどうなるのですか。 | 9 |
| Q 7 | 各種提出書類について..... | 9 |
| Q7-1 | 各務原市外の学校から各務原市内の学校へ転校したいのですが、どのような手続きをいつまでにするのですか。 | 9 |
| Q7-2 | 各務原市立学校から市外の学校へ転校することとなったのですが、どのような手続きをいつまでにするのですか。 | 10 |
| Q7-3 | 各務原市内の学校間での転校の場合、どのような手続きをいつまでにするのですか。 .. | 10 |
| Q7-4 | 学校給食の申込区分の変更をしたいのですが、どのような手続きをいつまでにするのですか。 | 10 |
| Q7-5 | 保護者を変更したい場合、何を提出する必要がありますか。 | 10 |
| Q7-6 | 書類はどこでもらえますか。 | 11 |
| Q7-7 | 書類を書き間違えた場合、どうすればよいですか。 | 11 |
| Q 8 | 新1年生について..... | 12 |
| Q8-1 | 来年度、各務原市の小学校に入学します。どのような手続きをすることになりますか。 | 12 |
| Q8-2 | 「学校給食申込書」と「口座振替依頼書」はいつもらえますか。 | 12 |
| Q8-3 | 入学説明会の時に、まだ入学するか決めていない場合、「学校給食申込書」等の提出や、口座振替の手続きはどうすればいいですか。 | 12 |
| Q8-4 | 3月末までに口座振替の手続きができない場合は、どのように学校給食費を納付するのですか。 | 12 |
| Q8-5 | 提出日以降に、あらかじめ保護者の変更があることがわかっている場合は、変更後の保護者名で学校給食申込書や口座振替依頼書を提出してもよいですか。 | 12 |

Q 1 学校給食申込書について

Q1-1 保護者等（納付義務者）に記載する名前は、保護者でないといけないのでしょうか。

A1-1 基本的には親権者（両親）のどちらかを記載していただくこととなりますが、養育者がいる場合は、養育者の方を記載していただくことも可能です。

Q1-2 兄弟姉妹がいる場合は、1人ずつ提出しないといけないのでしょうか。

A1-2 お子さまごとでの申し込みとなります。1人ずつご提出ください。

Q1-3 兄弟姉妹がいる場合、1人ずつ提出することとなりますが、保護者等（納付義務者）は同一にしないといけないのでしょうか。

A1-3 違う方をご記入いただいても大丈夫です。ただし、親権者、または養育者である必要があります。

Q1-4 学校給食申込書は、毎年提出する必要がありますか。

A1-4 1回ご提出いただければ、各務原市立の小中学校、特別支援学校に在学している期間、申し込みが継続しますので、毎年提出していただく必要はありません。ただし、記載内容や、保護者等（納付義務者）に変更がある場合は、別途届出をご提出いただく必要があります。

・記載内容の変更…「学校給食申込変更・終了届」

・保護者等の変更…「学校給食申込書」※右上の（新規・変更）欄の「変更」に○を付けてください。

Q1-5 主食のアレルギーがあり、主食の一部を食べない場合は、申込区分のどこにチェックをすればよいですか。

A1-5 牛乳だけ飲む場合は、「牛乳のみを申し込みます」に、それ以外の主食（米飯・パン・麺（個包装））を食べない場合は、「学校給食を申し込みます」にチェックしてください。なお、別途、食物アレルギー等給食対応申請書、医師の証明書等をご提出ください。

Q1-6 アレルギー等で給食の提供は受けず、弁当を持参する場合も学校給食申込書を提出しないといけませんか。

A1-6 ご提出ください。

この場合は、申込区分の「学校給食を申し込みません」にチェックしていただき、理由には「アレルギーのため」と記載してご提出ください。

なお、別途、食物アレルギー等給食対応申請書、医師の証明書等をご提出ください。

※宗教上の理由の場合は、理由に「宗教上の理由のため」と記載してください。

Q1-7 「児童手当・特例給付に係る学校給食費の徴収等に関する申出書」には必ず署名しないといけませんか。

A1-7 任意ではございますが、給食費の未納をなくすため、署名にご理解とご協力をよろしく願います。なお、署名をしない場合でも、学校給食申込書はご提出いただきますよう、願います。

Q1-8 「児童手当・特例給付に係る学校給食費の徴収等に関する申出書」に署名する「児童手当受給者氏名」は、学校給食申込書の保護者等（納付義務者）の欄と同じ名前を署名するのですか。

A1-8 必ずしも同じである必要はありません。申出書の「児童手当受給者氏名」欄には、現在、お子さまに係る児童手当等を受給されている方、または今は受給していないが今後受給するにあたり受給者となる方のお名前をご署名ください。

なお、学校給食申込書の「保護者等（納付義務者）」のお名前と口座振替依頼書の「保護者等（納付義務者）」のお名前は同一人としてください。

Q 2 口座登録について

Q2-1 口座振替依頼書は必ず提出しなければならないのですか。

A2-1 原則、口座振替により給食費を納付いただきますので、必ずご提出ください。

ただし、口座振替可能な金融機関で口座を開設することができない等、特別な事情により、提出できない場合には、各務原市が発行する納付書により、市が指定した金融機関等（※）で納付していただくこととなります。なお、学校では納付できません。

【※納付書で納付できる金融機関等】

大垣共立銀行、十六銀行、岐阜信用金庫、大垣西濃信用金庫、東濃信用金庫、関信用金庫、いちい信用金庫、岐阜商工信用組合、東海労働金庫、ぎふ農業協同組合、ゆうちょ銀行、郵便局、各務原市役所、市民サービスセンター、市が指定したコンビニエンスストア

Q2-2 口座振替ができる金融機関はどこですか。

A2-2 大垣共立銀行、十六銀行、岐阜信用金庫、大垣西濃信用金庫、東濃信用金庫、関信用金庫、いちい信用金庫、岐阜商工信用組合、東海労働金庫、ぎふ農業協同組合の中からお選びいただけます。

Q2-3 兄弟姉妹がいる場合は1人ずつ口座を登録する必要がありますか。

A2-3 お子さまごとでの登録となりますので、1人ずつの登録が必要となります。

Q2-4 兄弟姉妹で同じ口座を登録してもよいですか。

A2-4 同じ口座を登録していただいても大丈夫です。ただし、登録のお手続きは、1人ずつしていただく必要があります。

Q2-5 口座振替依頼書の②口座名義人は、④保護者等（納付義務者）と同一である必要はありますか。

A2-5 同一である必要はございません。ただし、口座振替依頼書の④保護者等（納付義務者）の欄には、「各務原市学校給食申込書」の保護者等（納付義務者）と同じ方のお名前をご記入ください。

Q2-6 学校徴収金（教材費等）と同じ口座を登録してもよいですか。

A2-6 大丈夫です。

Q2-7 振替口座の届出印がわからないのですが。

A2-7 振替したい口座がある金融機関へお尋ねください。

Q2-8 いつ、この口座から振替されるのですか。

A2-8 金融機関で手続きされた月の翌々月の納付期限分から振替されます。

(例) 7月に提出した場合、指定した口座の振替が適用されるのは9月末からとなります。

Q2-9 教材費等はなぜ公会計化しないのですか。

A2-9 学校給食費とは違い、学校ごとに種類や金額、納付時期等が異なるため、公会計にはせず、これまでどおり、学校が指定する金融機関の口座からの引き落としとなります。

Q2-10 口座振替手数料はかかりますか。

A2-10 口座振替手数料は市が負担しますので、保護者様のご負担はありません。

Q2-11 各務原市立の学校から各務原市立の学校への転校、または、各務原市立小学校から各務原市立の中学校への進学などの場合、その都度、口座振替登録の手続きは必要ですか。

A2-11 手続きの必要はございません。一度手続きを行っていただければ、中学校卒業、または各務原市立以外の学校へ転校するまで振替口座は継続します。

Q2-12 中学校を卒業するときや各務原市立学校以外へ転校をするときに、口座振替の廃止手続きは必要ですか。

A2-12 口座振替の廃止手続きは必要ございません。

Q2-13 年度の途中で振替口座の変更はできますか。

A2-13 変更は可能です。ただし、変更した口座での振替は、金融機関で手続きされた月の翌々月の納付期限分からの振替となります。それまでは、変更前の口座から振替されます。

Q2-14 「学校給食申込書」において、「学校給食を申し込みません」で提出した場合でも、口座振替依頼書を提出する必要がありますか。

A2-14 ご提出いただく必要はありません。しかし、今後、学校給食を申し込むこととなった場合は、その時に、口座振替の手続きをしていただくこととなります。

Q2-15 口座振替依頼書はどこでもらえますか。

A2-15 学校のほか、学校教育課（産業文化センター7階）にございます。

Q 3 給食費について

Q3-1 給食の1食単価はいくらですか。

A3-1 小学校 266 円、中学校、特別支援学校が 299 円です。

Q3-2 年間給食実施日数とは何ですか。

A3-2 「各務原市教育委員会で決めた年間給食実施日数」から、「各学校・学年の行事計画に応じた給食を実施しない日」を引いた日数です。
学校、学年で、年間給食実施日数は変わります。

Q3-3 納付期限（口座振替する日）と振替額はどのように知ることができますか。

A3-3 5月中旬ごろに、5月～3月（第1期～第10期）までの納付期限（口座振替する日）及び、5月～2月（第1期～第9期）までの納付額を記載した、納入通知書を配付させていただきます。また、翌年の3月中旬ごろには、3月（第10期）の納付額を記載した精算通知書を配付させていただきます。

Q3-4 口座が開設できない場合は、どのように納付することになりますか。

A3-4 納付書での納付となります。5月に配付する納入通知書に第1期～第9期までの納付書を、3月に配付する精算通知書に第10期の納付書を同封しますので、市が指定する金融機関、コンビニエンスストア等で納付していただくこととなります（Q2-1 参照）。なお、学校では納付できません。

Q3-5 1年分を一括納付することはできますか。

A3-5 申し訳ございませんが、1年分を一括で納付することはできません。

Q3-6 残高不足により引き落としされなかった場合は、どのように納付すればよいですか。

A3-6 口座振替できなかった時は、後日、口座振替不能通知書を送付いたします。この通知が納付書となっておりますので、市が指定する金融機関及びコンビニエンスストア等で納付していただくこととなります（Q2-1 参照）。なお、学校では納付できません。

Q3-7 納付書での支払いは手数料がかかりますか。

A3-7 手数料は市が負担しますので、保護者様のご負担はありません。

Q3-8 クレジットカードやスマホ決済で納付できますか。

A3-8 納付はできません。

Q3-9 要保護、準要保護、特別支援教育就学奨励費等の対象世帯の納付方法は変わりますか。

A3-9 要保護対象世帯については変更ありません。従来どおり、市社会福祉課が納付します。
準要保護と特別支援教育就学奨励費対象世帯（区分1.2）については、決定した月（学校教育課から就学援助等の決定通知書が届いた月）の翌月の納付期限分から、口座振替はせず、扶助費から振替させていただき予定ですが、ただし、特別支援教育就学奨励費対象世帯（区分1.2）については扶助が半額のため、残りの半額は口座振替で納付させていただきます。
また、各務原特別支援学校の生徒の納付方法については、従来どおりです。

Q3-10 学校で納付することは可能ですか。

A3-10 学校では納付することはできません。市が指定する金融機関及びコンビニエンスストア等で納付していただくこととなります（Q2-1、Q2-2 参照）。

Q 4 給食費の調整の対象となる欠食について

【給食費の調整の対象となる欠食】

- ・欠食とは、給食を停止できたことをいいます。本市では、事前に、給食実施日において5日以上（休日等除く）連続する欠食（給食停止）がわかっている場合に給食費の調整の対象となります。
- ・給食を停止できる日は、学校に「学校給食欠食届」を提出した日から2日後（休日等除く）以降の日となります。
- ・給食を停止したい初日の3日前（休日等除く）まで（遅くとも2日前（休日等を除く）まで）に「学校給食欠食届」を学校へご提出ください。

Q4-1 学校で給食を食べなかったら、調整の対象となりますか。

A4-1 事前に食材の発注をするため、「事前に、給食実施日において5日以上（休日等除く）連続する欠食（給食停止）がわかっている場合」を除き、調整の対象にはなりません。

長期欠食（給食停止）する場合は、欠食初日3日前（休日等除く）まで（遅くとも2日前（休日等を除く）まで）に欠食届を学校へご提出ください。

Q4-2 学校給食欠食届をすぐに提出できない場合は、どうすればよいですか。

A4-2 欠食（給食停止）の3日前（休日等除く）まで（遅くとも2日前（休日等を除く）まで）に、学校へ電話連絡してください。そして、後日（お電話をされてから1週間を目安に）必ず学校給食欠食届をご提出ください。

※ご提出いただかないと、調整の対象となりません。

Q4-3 学校給食欠食届を2日前（休日等除く）に提出しても給食停止に間に合うのではないですか。

A4-3 はい、間に合います。しかし、正確な事務手続きを実施するためにも、3日前にご提出いただきますよう、ご協力をお願いします。

◎事例別給食費の調整対象の有無

○：欠席しており、給食が停止されている △：欠席しているが、給食が停止できない

| | 欠食届提出日 欠席日数 | 9 水 | 10 木 | 11 金 | 12 土 | 13 日 | 14 月 | 15 火 | 16 水 | 17 木 | 18 金 | 19 土 | 20 日 | 21 月 | 22 火 | 調整対象の可否 | 調整対象外の理由 |
|---------|---|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------------------|-----------------|
| 事例 1 | 届出日：3日前 届け出た欠席日数：5日間 | 届 | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | 登校 | 登校 | 調整対象 | |
| 事例 2 | 届出日：2日前 届け出た欠席日数：5日間 | | 届 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | 登校 | 登校 | 調整対象 | |
| 事例 3 | 届出日：1日前 届け出た欠席日数：5日間 | | | 届 | | | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | 登校 | 登校 | 調整対象外 ※欠食届の提出不要 | 給食停止期間が4日間であるため |
| 事例 4 | 届出日：欠席当日 届け出た欠席日数：5日間 | | | | | | 届 △ | △ | ○ | ○ | ○ | | | 登校 | 登校 | 調整対象外 ※欠食届の提出不要 | 給食停止期間が3日間であるため |
| 事例 5 | 電話連絡：3日前 届け出た欠席日数：5日間 (後日、欠食届の提出なし) | 電話 | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | 登校 | 登校 | 調整対象外 | 欠食届が提出されていないため |
| 事例 6 | 届出日：3日前 届け出た欠席日数：3日間 | 届 | | | | | ○ | ○ | ○ | 登校 | 登校 | | | 登校 | 登校 | 調整対象外 ※欠食届の提出不要 | 給食停止期間が3日間であるため |
| 事例 7 | 届出日：欠席当日 届け出た欠席日数：7日間 | | | | | | 届 △ | △ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | 調整対象 ※ただし5日分 | |

Q 5 食物アレルギー及び乳糖不耐症等（以下、アレルギー等）による欠食について

Q5-1 アレルギー等による欠食（給食停止）をしたい場合、いつから欠食扱いとなりますか。

A5-1 学校へ、食物アレルギー等給食対応申請書、医師の証明書等を提出された日の2日後以降の日から欠食の対象となります。アレルギーは命に関わることもありますので、申請書等をすぐに出せない場合は、まずは、学校へご連絡ください。

※ 後日、必ず食物アレルギー等給食対応申請書、医師の証明書等をご提出ください。

※ 牛乳だけ飲む又は給食を申し込まない場合は、「学校給食申込変更・終了届」もご提出ください。

Q5-2 調整される額はいくらですか。

A5-2 欠食する品目のその年度の単価×調整対象日数（欠食する品目の献立の日数）となります。

Q5-3 牛乳を飲まない場合や牛乳だけを飲む場合の納付額はどのようになりますか。

A5-3 牛乳は毎日提供されていますので、あらかじめ1期あたりの納付額を調整することが可能となることから、牛乳を飲まない場合は牛乳の単価を引いた金額を記載し、牛乳だけを飲む場合は牛乳の単価のみで計算した金額を記載して、5月に配付する納入通知書で納付額をお知らせします。

Q 6 学校給食費の調整について

Q6-1 学校給食費の調整の対象となるのはどのような場合ですか。

A6-1 学校給食費調整の対象となるのは、以下の場合です。

- ・事前に給食実施日において連続する5日以上（休日等は除く）の欠食（給食停止）をすることがわかっている長期欠食（給食停止）
- ・食物アレルギーや乳糖不耐症等による主食等4品目（米飯、パン、麺（個包装）、牛乳）の欠食（給食停止）
- ・連続する学級閉鎖等を決定した日（休日等の場合は翌平日）の2日後以降の欠食（給食停止）

Q6-2 公会計に変わった後の返金の仕方はどうなるのですか。

A6-2 基本的には返金ではなく、毎年3月に、納めていただく額を調整することにより、返金がない状態にします。しかし、3月の納付額で調整できないような金額となった場合は、振替している口座へ還付させていただきます。なお、牛乳を飲まない場合については、あらかじめ、1期当たりの納付額を調整した額での納付となります。

Q 7 各種提出書類について

Q7-1 各務原市外の学校から各務原市内の学校へ転校したいのですが、どのような手続きをいつまでにするのですか。

A7-1 「学校給食申込書」と、金融機関の窓口で口座振替の手続きをしていただいたときに金融機関から返却される「口座振替依頼書（学校への提出用）」を給食提供開始の7日前（休日等を除く）までに転入後の学校にご提出ください。

Q7-2 各務原市立学校から市外の学校へ転校することとなったのですが、どのような手続きをいつまでにするのですか。

A7-2 「学校給食申込変更・終了届」を転校の7日前（休日等を除く）までに転校前の学校へご提出ください。

※給食を停止することができるのが、「学校給食申込変更・終了届」を学校が受け付けた日の2日後以降の日となるため、ご提出が遅くなると、停止ができない分は給食費が発生しますのでご注意ください。

※精算に時間がかかることがありますので、転校してから3カ月間は口座を解約しないようにご協力をお願いします。やむを得ず解約する場合には、学校教育課（電話：058-383-1798）にご連絡ください。

Q7-3 各務原市内の学校間での転校の場合、どのような手続きをいつまでにするのですか。

A7-3 「学校給食申込変更・終了届」を転校の7日前（休日等を除く）までに新しく通う学校へご提出ください。前の学校への提出は不要です。

Q7-4 学校給食の申込区分の変更をしたいのですが、どのような手続きをいつまでにするのですか。

A7-4 「学校給食申込変更・終了届」を変更したい日の7日前（休日等を除く）までに学校へご提出ください。

※「学校給食を申し込みます」から「学校給食を申し込みません」や「牛乳のみ申し込みます」に変更する場合は、学校給食申込変更・終了届を学校が受け付けた日の2日後以降の日から変更となりますので、早めにご提出ください。

なお、食物アレルギーに伴う変更の場合は、「食物アレルギー等給食対応申請書」「医師の証明書」等の提出も必要になります。

Q7-5 保護者を変更したい場合、何を提出する必要がありますか。

A7-5 「学校給食申込書」と金融機関の窓口で口座振替の手続きをさせていただいた時に金融機関から返却される「口座振替依頼書（学校への提出用）」を、変更したい月の前月末までに、学校へご提出ください。なお、口座振替の手続きは、振替したい金融機関の窓口で行ってください。

また、口座振替は、手続きした月の翌々の納付期限からの振替となりますので、振替が開始されるまでは、納付書での納付となります。

なお、保護者の変更は、提出があった月の翌月の1日からの変更となります。

（例）10月1日から保護者を変更する場合

- ・9月末までに「学校給食申込書」「口座振替依頼書（学校への提出用）」を学校に提出してください。
- ・口座振替の手続きを9月中に行った場合、11月末納付期限分から変更後の保護者名で振替が開始されるため、10月末納付期限分は、納付書で納付いただくこととなります。

◆変更事由別の提出書類と提出期限

| 事 由 | 提 出 書 類 | 提出期限 ※休日等を除いた日数 |
|--------------------------------|---|--------------------------------|
| 市立学校への入学 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食申込書（様式第1号） ・口座振替依頼書（学校への提出用） ※口座振替は金融機関窓口で事前に手続きが必要 | 給食提供開始 7日前 |
| 市立学校以外から市立学校への転校 | | |
| 市立学校から市立学校以外への転校 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食申込変更・終了届（様式第2号） | 給食提供終了 7日前 |
| 市立学校間での転校 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食申込変更・終了届（様式第2号） | 変更日7日前 |
| 児童生徒名の変更 | | |
| 児童生徒及び保護者の住所の変更 | | |
| 学校給食の申込区分の変更 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食申込変更・終了届（様式第2号） ・食物アレルギー等給食対応申請書等（食物アレルギー等により「学校給食を申し込みません」「牛乳のみ申し込みます」に変更する場合） | 変更日7日前 |
| 保護者等（納付義務者）の変更 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食申込書（様式第1号） ・口座振替依頼書（学校への提出用） ※口座振替は金融機関窓口で事前に手続きが必要 | 変更希望月の 前月末 |
| 給食実施日において連続5日以上 （休日等を除く）の欠食 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食欠食届（様式第3号） ※提出後に欠食終了日が変更となる場合は再度提出 | 欠食（給食停止） 初日の3日前 ※遅くとも2日前 |
| アレルギー等による欠食 | <ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギー等給食対応申請書 ・医師の証明書等 | 随時 |

Q7-6 書類はどこでもらえますか。

A7-6 【学校給食申込書、学校給食申込変更・終了届、学校給食欠食届】

学校及び学校教育課（産業文化センター7階）にあります。また、各務原市ウェブサイトでもダウンロードできます。（「学校給食」などで検索してください。）

【口座振替依頼書】

学校及び学校教育課にあります。

Q7-7 書類を書き間違えた場合、どうすればよいですか。

A7-7 「学校給食申込書」については、書き直していただくか、修正箇所には訂正印を押印してください。

「口座振替依頼書」については、書き直していただくか、金融機関の指示に従ってください。

「学校給食申込変更・終了届」「学校給食欠食届」については、訂正印は不要です。読み手がわかるように直してください。

Q 8 新1年生について

Q8-1 来年度、各務原市の小学校に入学します。どのような手続きをすることになりますか。

A8-1 まずは、12月25日までに、金融機関の窓口で口座振替の手続きをお願いします。

次に、記入した「学校給食申込書」と、金融機関で返却される「口座振替依頼書（学校への提出用）」を入学説明会の時に学校にご提出ください。

Q8-2 「学校給食申込書」と「口座振替依頼書」はいつもらえますか。

A8-2 10月に実施する、就学時健康診断の時にお渡しいたします。

Q8-3 入学説明会の時に、まだ入学するか決めていない場合、「学校給食申込書」等の提出や、口座振替の手続きはどうすればいいですか。

A8-3 各務原市立の小学校へ入学することをお決めになられた場合は、3月末までに金融機関窓口で口座振替の手続きをしていただき、「学校給食申込書」と金融機関の窓口で口座振替の手続きをしていただいた時に金融機関から返却される「口座振替依頼書（学校への提出用）」を学校へご提出ください。

Q8-4 3月末までに口座振替の手続きができない場合は、どのように学校給食費を納付するのですか。

A8-4 口座振替が開始されるまでは、市が発行する納付書で納付していただきます。

Q8-5 提出日以降に、あらかじめ保護者の変更があることがわかっている場合は、変更後の保護者名で学校給食申込書や口座振替依頼書を提出してもよいですか。

A8-5 はい、変更後の保護者名でご提出ください。